

山田恵吾著

『近代日本教員統制の展開』

地方学務当局と小学校教員社会の関係史』

笠間賢二

本書は、近代日本における教員統制の問

題を、千葉県学務当局と教員社会との関係性に焦点をあてて分析したものである。その体制——教育実践に対する学務当局の監督指導が機能的に作動するようになる体制は、一九二〇年代を端緒として形成され、

総力戦体制下の一九四〇年代前半に確立したと結論づけられている。同時にこの時期は、地方学務当局の施策が地方の学校にまで貫徹するようになるという意味で、従来自明視されてきた近代日本における中央集権体制が実質化していく画期でもあることが指摘されている。本書には、こうした従来の通説の克服を試みる魅力的な指摘が数多く含まれる。それをもたらした重要な要因は、教員統制という場合の「統制」の概念の捉え直しを行っていることであろう。この捉え直しに立脚した分析と叙述によって、既往の研究の枠組みを問い返し、この時期の新たな教育史像を構築しようとしている。このことが本書の重要な特徴となっている。

まず構成と概要はつぎの通りである（副題は省略）。

序章 第一章 千葉県学務当局の「自由教育」

に対する「支持」と「統制」

第二章 一九二六年地方官制改正と

「自由教育」への統制

第三章 「自由教育」統制策としての郷土教育の展開

第四章 千葉県教育会会長選任問題

第五章 千葉県小学校教育研究所創設にみる教員統制

第六章 総力戦体制下の教員統制の構図

結章

序章では、「統制」概念の捉え直しを軸として本書の課題と方法が叙述されている。「政策—運動」という二項対立図式の統制概念では、「抑圧」「弾圧」といった事件事性の強い統制が対象にされても、教員の日常的な職務レベル（教育実践と教育研究のあり様）に対する統制までを十分に追究し得ないとされる。そこで、本書が立脚する統制概念は、教員社会全体を潜在的な「逸脱」の可能性があるものとして監視対象とし、指導・助言・支持を通して安定した秩序と機能的な関係をつくり出すこと、そうした行政活動そのものを指すとされる。それは、統制する側とされる側がより強く結びつくという意味での統制、とも表

現されている。したがって、在来の統制では省みられることのなかった「肯定的サンクション」や「水路づけ」などをも包摂した教員統制の叙述が試みられることになる。

第一章では、千葉県学務当局が附小「自由教育」への「支持」から「統制」へと方針転換した動因が、学務当局と郡・地方教育会・師範附小・公立校等の各機関との関係性（これが地方教育行政基盤）から検討されている。附小「自由教育」への「支持」がもたらした普及状況の制御不能事態、これが、地方教育行政基盤の脆弱性を露呈させ、学務当局に監督指導体制の確立という課題を突き付けたとされる。

第二章では、一九二六年地方官制改正への千葉県学務当局の対応が分析されている。郡役所廃止に伴って郡長・郡視学といった中間機関がなくなり、学務当局が新たな監督指導体制の確立を課題として「自由教育」統制に乗り出していったこと、それは中央の教育政策がより直接的に各学校に浸透することを可能にする基盤の成立を意味したとされる。

第三章では、昭和初期の郷土教育の展開

を、文部省もしくは郷土教育連盟の教育理念の具体化と捉えるのではなく、地方学務当局が「自由教育」の統制を遂行する場と方策であると捉え直して、検討している。

「教育の郷土化」施策の展開は、学務当局が小学校に対する指揮と指導を直接的かつ一元的に行いうる形に移行する過程なのだと思われる。

第四章では、千葉県教育会の会長選任問題への介入を通して、県当局が地方教育会を実質的に掌握していく過程が検討されている。行政基盤強化の一環として県教育会の存在を重視し、これを郡行政が果たしてきた機能を代替する体制づくりのために掌握し、各学校への監督指導体制を強固なものにしていったとされる。

第五章では、千葉県小学校教育研究所の創設を教員社会に対する監督指導体制の再編強化策の一環と捉え直し、教員社会の日常的職務レベルの統制を検討しようとしている。それは、校長への順路に関わる人事施策として広く教員社会に向かつてなされたものであり、校長詮衡過程の合理化・透明化を通じて、教員把握と指導体制を再編・強化しようとするものであったとされ

る。教員の思想と行動に対する取り締まり的対応ではなく、教員の向上心に即した統制策だという理解である。

第六章では、「千葉県初等教育綱領」（一九三八年）の制定・実施過程が分析されている。校長会や県教育会（教員）が重要な役割を担ったこと、その内実は国策や県施策に同調・協力したというだけでなく、むしろ国や県のねらう方向性を先取りしながら、地方教育の展開に内実を与えるものであったとされる。教員社会が学務当局との結びつきを強めて、効率的で効果的な地方教育行政システムが確立されていったという理解である。

以上、各章それぞれの主題には相互の関連性が薄いようにもみえる。しかしつぎのような問題意識が、根底で全体を貫いており、相互を関連づけているとみることができ、教員の専門性と自律性のあり方を官僚制化の進行との関わりで検討するという問いがそれである。著者はこの点について、戦後教育の対立図式（文部省対日教組）の消滅がかえって「教員の専門性と自律性をめぐる事態の深刻さ」をもたらしていることとみている。「文科省の教育政策の動向や地

方教育行政当局の「指導助言」に敏感に呼応して、その方向性に沿う限りで自己の専門性と存在意義を示そうとする傾向が現在の教員社会にはある」（二四九―二五〇頁）。

第六章までの歴史研究の成果をもって現代をも射程に収めて解剖し、問題状況の重なりという診断をしてみせているのである。専門性向上の機会がいかに整備されていても、その向上の営みが用意された枠組みへの適応を目的とする限り、自律的判断の余地は狭められ、教育活動は「没主観的」作業に陥り、教育結果に対する責任感とは低減し、専門性は技術へと矮小化してしまふ、これが著者の歴史研究からの知見である。この知見が現代にも重なってくると思えば、どうすればいいのか。著者は、原來的には、教育という仕事に本質的につきまとう不確定性や多様性に対応しうる「専門性と自律性」（現場での試行錯誤に対応しうる教員個々の主体的判断）に活路を求めようとしているようである（二四八頁）。この点、読み間違えていないことを祈る。何れにしても、本書には、僅かなスペースでは紹介しきれない豊かな内容が含まれている。是非手にとって一読されることを

お勧めする。

(かさま・けんじ 宮城教育大学教育学部教授)

(A5判、三三二ページ、五〇四〇円、学術出版会、二〇一〇・一一刊)